

盛岡広域振興局長告示第5号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年2月13日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
紫波郡紫波町二日町字山子131番1	35.21	6.00	令和6年1月15日
紫波郡紫波町日詰字下丸森66番1、66番9の一部及び187番の一部	49.24	6.00～10.23	令和6年1月17日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び紫波町役場に備えておいて縦覧に供する。